

令和5年6月

お客さま各位

永和信用金庫

キャッシュカード取引機能の一部利用制限について (特殊詐欺防止対策)

いつも永和信用金庫をご利用いただきありがとうございます。

当金庫では、お客さまに対し医療費等の還付金が受け取れるなどと、巧妙な語り口でATMに誘導して現金を振り込ませる「還付金詐欺」を防止するため、平成29年より70歳以上のお客さまに対してキャッシュカード振込の一部利用制限を実施してまいりました。しかしながら、高齢者を狙った特殊詐欺は様々にその手口を変えて続いており、最近では警察官や信用金庫職員を騙り、キャッシュカードを詐取する事件が多発しています。

当金庫では、大阪府警察本部とも協議を行い、こうした際の被害額を少しでも抑えるための対策として下記のとおり、キャッシュカード取引機能の一部利用制限を実施させていただきます。

何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 一部利用制限の内容

70歳以上で次の条件に該当のお客さまは、他行庫・コンビニATMでのキャッシュカードによる1日当たりの現金引き出し限度額が、5万円までに制限されます。

○対象となる口座

他行庫・コンビニATMでの現金引き出しを、
1年以上利用されていない口座。

2. 一部利用制限開始日

令和5年8月2日(水)より

なお、お客さまがキャッシュカード利用制限の解除を希望される場合は、平日の営業時間内に当金庫営業窓口にお申し付けくだされば、ご本人様確認の上、通常どおりお取り扱いできるよう変更させていただきます。

以上